

平成21年6月1日制定
2026年3月31日改訂
(一社)日本建材・住宅設備産業協会
(一社)リビングアメニティ協会
キッチン・バス工業会
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
(一社)日本特殊加工化粧板協議会

住宅部品VOC表示ガイドライン

1. 背景および目的

シックハウス問題の高まりにより、シックハウス対策の一環として建築基準法の改正が平成14年7月の国会審議を経て成立した。「ホルムアルデヒド発散建築材料」が規定され、住宅部品／設備機器・建具・収納についても、ホルムアルデヒド発散に関する統合的表示方法の統一化を図り、現場での確認が円滑に且つ容易に行われることを目的に、住宅部品表示ガイドラインを平成15年3月に制定した。

一方、VOCについては建材からのVOC放散速度基準化研究会(委員長:村上周三 慶應義塾大学教授、事務局:財団法人建材試験センター)が、「建材からのVOC放散速度基準」を平成20年4月に制定し、居室に使用される建材を対象とした4つのVOCの放散速度基準値を提示した。

これによって試験法JISにより測定できる各種建材からのVOCの放散については、VOC放散速度基準値への適合判断ができるものの、それらの建材から構成される住宅部品／設備機器・建具・収納等については適合性を判断できない状態であった。

そこで、シックハウス対策の建築基準法に対応した住宅部品表示ガイドラインを基軸におき、法規制ではなく業界の自主的な取組として、関連業界と協力し、VOC放散速度基準への適合性について分かりやすく表示することを目的に、住宅部品／設備機器・建具・収納に使用される木質建材に関する「住宅部品VOC表示ガイドライン」を平成21年に制定した。

平成31年1月に厚生労働省の室内濃度指針値が改定されたことに伴い、キシレンの放散速度基準値が改訂されたのを受け、本ガイドラインの改訂対応を行ってきたが、今般、2025年1月に厚生労働省の室内濃度指針値が再び改定され、エチルベンゼンの放散速度基準値(以下、対象VOC基準値)が改訂されたのを受け、本ガイドラインの改訂を行った。

2. 対象とする性能

住宅部品／設備機器・建具・収納の木質建材に係わる4つのVOC(トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン)放散性能。

3. 本ガイドラインで表示対象とする製品の範囲

本ガイドラインを制定した5団体(以降「制定5団体」)の会員企業が製造・販売等を行う「6. 木質建材のVOC放散性能判断のための根拠」に示す材料、木質建材等から構成される住宅部品、製品(設備機器・建具・収納等)。具体的には、以下の製品例が考えられる。

キッチン、洗面化粧台、カップボード、内装ドア(引戸・折戸を含む)、開閉式間仕切り、クローゼット扉、据置収納、玄関収納、掘りこたつ、天井収納用梯子、屋内階段 など

4. 製品のVOC放散性能の表示について

4-1. 性能と表示方法

「建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会」(事務局:(一社)日本建材・住宅設備産業協会)が平成20年9月に制定(2026年1月16日改訂)した「建材からのVOC放散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項(以下、「基本的事項」)」に準拠する。

[性能]	[表示方法]
VOC放散速度基準適合建材	4VOC基準適合

※「4VOC基準適合」は商標として登録されている。

4-2. 対象VOC基準値が改定された場合の制定5団体の対応

「基本的事項」で定める対象VOC基準値が改定された場合、制定5団体は本ガイドラインの改訂を行い、必要な対応、周知を行う。

5. 製品のVOC放散性能表示の判断基準

構成する木質建材のうち、当該製品が取付された時、室内側に面する材料(「内装の仕上げ」に使用された材料)を『内装仕上部分』とよぶ。また、箱物(収納等)の内部、建築物に接する裏面など、室内に面さない部分に使用する材料は平成15年国土交通省告示第274号で規制を受ける「天井裏等の下地」に該当するものとし、『下地部分』とよぶ。

構成する木質建材のVOC放散性能を6. に示す根拠により材料ごとに判定し、全て基準に適合した場合、表示できる。なお、『内装仕上部分』のみ基準に適合している場合は、8. に示す方法で表示する。

その際には、「改正建築基準法に基づくシックハウス対策」におけるホルムアルデヒドの考え方と同様に、軸状の部分、見付面積が製品見付面積の1/10に満たない部分、木口、室内に面さない部分(芯材等)、部分的に用いる塗料・接着剤等は対象としない。

※「内装の仕上げ」とは、建築基準法施行令第20条の7第1項に準じ、「居室の壁、床及び天井ならびにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内部に面する部分の仕上げ」とする。

6. 木質建材のVOC放散性能判断のための根拠

「基本的事項」に掲げられる「VOC証明・表示規程 策定団体」の表示制度等を根拠とする。

- ・木材(無垢材)及び一次加工品:「木質建材からのVOC証明・表示研究会」報告書
- ※一次加工品とは、合板、集成材、ボード類等、木材と接着剤だけを用いて製造したもの。
- ・接着剤:日本接着剤工業会登録
- ・化粧シート:印刷工業会登録

- ・化粧板：日本繊維板工業会登録，（一社）日本建材・住宅設備産業協会登録，全国天然化粧合単板工業協同組合連合会登録，（一社）日本特殊加工化粧板協議会登録 等
- ・塗料等（業界等において登録表示制度が整備されていない資材）：SDS又はメーカー等による証明書（4VOCの配合のないことが確認できるもの）等
- ・化粧板等：VOC放散速度測定報告書（自社測定結果も可とする）

7. 製品のVOC放散性能に係わる製造者等の責務について

7-1. 判定責任と品質管理

「住宅部品VOC表示ガイドライン」の運用については、制定5団体に所属する会員企業である製造者等（販売・輸入している者を含む、表示を行う者）が自らの責任によって運用することとなる。よって、VOC放散速度基準の判断の根拠となる構成材料に関する業界団体の表示制度への登録証又は同等の性能を有する客観的証拠について、製造者等は管理規程を設け、製造番号などの製品等に表示される記号から構成材料を照合できる品質管理体制を整え、記録を製造後最低5年間保管する。また、設計者・一般ユーザー等から開示請求があった場合、誠意のある対応を行う。

7-2. 住宅部品VOC表示ガイドライン利用報告書の提出

製造者等は、「住宅部品VOC表示ガイドライン」に基づき表示を行う場合は、「住宅部品VOC表示ガイドライン利用報告書」（別紙1）に表示を行う製品を記載の上、所属する団体のいずれかに提出する。また、表示製品の新規追加、表示終了等変更があった場合は、当初提出した団体に「住宅部品VOC表示ガイドライン利用報告書」を遅滞なく再提出する。

7-3. 対象VOC基準値が改定された場合の製造者等の対応

対象VOC基準値の改定や本ガイドラインの改訂を制定5団体が公表した場合、製造者等は、ガイドラインに基づく表示を行っている製品について以下のことを行う。

- 1) 改定内容との適合の確認
- 2) 住宅部品VOC表示ガイドライン利用報告書の提出
- 3) 製品購入者等への告知

改定された基準値に対応している製品（適合品）と対応していない製品（非適合品、適合未確認品）が識別できるようにホームページ等で周知する。適合品への移行に経過措置期間が必要な場合は、ガイドラインを利用している製造者等がそれぞれ期間を設定し、製品購入者がわかるようホームページ等で周知する。

8. 表示

8-1. 表示内容

次の7項目を表示する。なお、構成要素である接着剤、化粧シート、塗料等も含めて、化粧板として表示する。（別紙2 表示例1）参照）

- 1) 製品名称
- 2) 製造者等名称

- 3) 4VOC放散性能(『4VOC基準適合(木質建材)』を表記する。なお、内装仕上部分のみ基準適合している場合は、『4VOC基準適合(木質建材)』の後に、内装仕上部分 を表記すること。)
- 4) 住宅部品VOC表示ガイドラインに基づく旨の記述
- 5) 製造番号など(構成材料の照合ができる記号)
- 6) 問合せ先
- 7) 4VOCがトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの4物質を示す旨(注釈でも可)

8-2. ホルムアルデヒドの住宅部品表示ガイドライン(F☆☆☆☆)との併記表示

ホルムアルデヒドの住宅部品表示ガイドラインとの併記も別枠を条件として可とする。併記した場合は、8-1の1)・2)・5)・6)項は除くことができる。(別紙2 表示例2)、3)参照)

8-3. 表示方法

これらの事項は一括して表示される必要はないが、製品又はカタログ、ホームページ等で容易に確認できるものに表示することとする。

8-4. 「4VOC基準適合」商標について

統一表示マークとしての「4VOC基準適合」は、偽装等不正使用防止のため、法人格のある(一社)日本建材・住宅設備産業協会が商標の登録・更新を行う。「住宅部品VOC表示ガイドライン」において「4VOC基準適合」商標を使用できるのは、制定5団体に「住宅部品VOC表示ガイドライン利用報告書」を提出している製造者等に限る。

9. 施行

2026年3月31日より施行するものとする。

10. 本ガイドラインの改訂について

(一社)日本建材・住宅設備産業協会、(一社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会、全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会、(一社)日本特殊加工化粧板協議会のいずれかの発案により、制定5団体で審議し、改訂することとする。

以上

表示例1)住宅部品VOC表示ガイドラインのみの表示の場合

- 1) 商品名:〇〇化粧台
- 2) 株式会社 〇〇〇〇
- 3) 4VOC基準適合(木質建材)
- 4) 住宅部品VOC表示ガイドラインによる
- 5) ロット番号、製造年月日など
- 6) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(電話番号など)
- 7) 4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの4物質を示しています。

表示例2)住宅部品表示ガイドライン(F☆☆☆☆)と併記の場合

商品名	〇〇化粧台	
製造企業名	株式会社 〇〇〇〇	
ホルムアルデヒド発散区分	F☆☆☆☆	
表示ルール	住宅部品表示ガイドラインによる	
製造番号	〇〇-△△△△-×××	
ホルムアルデヒド発散材料区分詳細	1. 内装仕上部分 PB F☆☆☆☆ MDF F☆☆☆☆ 合板 F☆☆☆☆ 接着剤 F☆☆☆☆	2. 下地部分 PB F☆☆☆☆ MDF F☆☆☆☆ 合板 F☆☆☆☆ 接着剤 F☆☆☆☆
問合せ先	株式会社 〇〇〇〇 TEL ****-****-** FAX ****-****-**	
VOC放散性能	4VOC基準適合(木質建材)	
表示ルール	住宅部品VOC表示ガイドラインによる	

※4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

表示例3)住宅部品表示ガイドライン(F☆☆☆☆)と併記し、内装仕上部分のみ基準適合している場合

商品名	〇〇化粧台	
製造企業名	株式会社 〇〇〇〇	
ホルムアルデヒド発散区分	F☆☆☆☆	
表示ルール	住宅部品表示ガイドラインによる	
製造番号	〇〇-△△△△-×××	
ホルムアルデヒド発散材料区分詳細	1. 内装仕上部分 PB F☆☆☆☆ MDF F☆☆☆☆ 合板 F☆☆☆☆ 接着剤 F☆☆☆☆	2. 下地部分 PB F☆☆☆☆ MDF F☆☆☆☆ 合板 F☆☆☆☆ 接着剤 F☆☆☆☆
問合せ先	株式会社 〇〇〇〇 TEL ****-****-** FAX ****-****-**	
VOC放散性能	4VOC基準適合(木質建材) 内装仕上部分	
表示ルール	住宅部品VOC表示ガイドラインによる	

※4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

制定・改廃履歴

年月日	理由	内容
H21.06.01	制定	制定団体： (社)日本建材・住宅設備産業協会 (社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会
H22.08.01	団体の追加	3, 6, 7, 10項 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会、日本プリント・カラー合板工業組合の追加。
H25.04.01	本ガイドラインで表示対象とする製品の範囲の明確化	3項 「6. 木質建材のVOC放散性能判断のための根拠」に示されている材料、木質建材等から構成される住宅部品(設備機器・建具・収納等)の5団体の会員企業製品。
2020.04.01	キシレンの放散速度基準値改定に伴う改訂、制定団体の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・1項 改訂経緯等の追加、修正 ・4項 タイトルの変更、「4-1. 性能と表示方法」に一部追加、「4-2. 対象VOC基準値が改定された場合の対応」を追加 ・7項 タイトルの変更、「7-2. 住宅部品VOC表示ガイドライン利用報告書の提出」および「7-3. 対象VOC基準値が改定された場合の製造者等の対応」を追加 ・8項 「8-4. 「4VOC基準適合」商標について」を追加 ・別紙1を挿入 ・タイトル上の制定団体および6, 10項 表示制度事業が継承されたため、日本プリント・カラー合板工業組合を(一社)日本特殊加工化粧板協議会に変更。
2026.03.31	エチルベンゼンの放散速度基準値改訂に伴う改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・1項 改訂経緯等の追加、修正 ・4項 「4-1. 性能と表示方法」に改訂日を追加 ・9項

		施行日の追加 ・別紙1 新基準値対応の対象をエチルベンゼンに変更
--	--	--